

エースカード（個人用）会員規約

会員規約をよくお読みください。会員規約をご承認いただけない場合は、直ちに退会の手続きをいたしますので、株式会社エースカードにご連絡ください。退会のお申し出がない場合は、会員規約をご承認いただいたものとさせていただきます。

第一章 一般条項

第1条（会 員）

1. 株式会社エースカード（以下「当社」という。）に当社所定の入会申込書により本規約第8条第3項に定めるカードの契約形態（ショッピング利用代金のお支払方法）を指定し、当社が発行するエース・JCBカード又はエース・DC-Visaカード（以下総称して、「カード」という。）の発行を申込みされた方で、当社が審査のうえ、入会を承認した方を本会員といたします。
2. 当社所定の入会申込書により、本規約を承認のうえ、家族会員として入会の申し込みをされた本会員の家族で、当社が審査のうえ入会を承認した方を家族会員といたします。
3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード（本規約第4条第1項で「家族カード」として定義されるものをいう。以下本条において同じ。）を使用して、本規約に基づくカード利用を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消又は無効等の消滅事由がある場合は、本規約第23条第6項により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを当社に対して主張することはできません。
4. 本代理権の授与に基づき、家族会員の家族カードによるカード利用は、すべて本会員の代理人としての利用となり、当該家族カード利用に基づく一切の支払債務は本会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員をして本規約を遵守させる義務を負うものとし、家族会員が本規約に違反した場合には、当社に対し、連帯して責任を負うものとします。
5. 本会員と家族会員を併せて「会員」といたします。
6. 会員と当社との契約は、当社が入会を承認したときに成立します。

第2条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、会員が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)

暴力団員(暴力団の構成員)

暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者)

暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業)

総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがある

り、市民生活の安全に脅威を与える者)

社会運動等標ぼうゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)

特殊知能暴力集団等(前各号に掲げる者以外の暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人)

その他、上記 ~ に準ずる者

2. 会員は、会員が前項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は会員に対して、当該事項に関する報告をもとめることができ、当社がその報告を求めた場合、会員は、当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。
3. 当社は、会員が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づくクレジットカード利用を一時的に停止することができ、この場合には、会員は、当社が利用再会を認めるまでの間、クレジットカード利用を行うことができないものとします。
4. 会員が、本条第1項 ~ のいずれかに該当し、又は第1項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社とのクレジットカード会員規約を継続することが不適切である場合には、会員は、当社の通知又は請求により期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。また、この場合、当社は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合当社に生じた損害を会員が賠償するものとします。
5. 前項の規定により本契約を解除した場合でも、当社に対する未払い債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の各条項が適用されるものとします。

第3条(犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく措置等)

当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下、「犯罪収益移転防止法」という。)に基づく本人確認が当社所定の期間内に完了しない場合は、入会を断ることやカードの利用を制限することがあります。また、当社は、本人確認について当社の委託先に委託する場合があります。

第4条(カードの貸与及びカードの管理)

1. 当社は、会員本人に対し会員氏名・会員番号・カードの有効期限等(以下、「カード情報」という。)を表示したカード(以下、カードのうち家族会員に貸与されるカードを「家族カード」という。)を発行し貸与します。
2. カードはカード上に表示された会員本人以外は使用できません。
3. 会員は、カードを貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名をし、十分な注意(善良なる管理者の注意義務)をもってカード及びカード情報を使用・管理しなければなりません。
4. カードの所有権は当社及び株式会社ジェーシービー又は三菱UFJニコス株式会社(以下「提携クレジット会社」という。)に属します。
5. 会員は、他人に対しカードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。

第5条(カードの有効期限)

1. カードの有効期限は、カードの表面上に表示された年月の末日までとします。
2. 当社は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、当社が審査のうえ引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という。)を発行します。
3. 会員は、更新カードの送付を受けたときは、当社が特に指示した場合を除き、従前のカードは会員の責

任において裁断等、使用不能な状態で処分していただきます。なお、カードの有効期限内におけるカード利用によるお支払いについては、カードの有効期限後といえども本規約を適用します。

第6条（カードの利用極度額）

1. 当社は、本会員につき、カードのショッピングの利用極度額及びキャッシングサービスの利用極度額（本会員のカード利用未払残高の最高金額をいい、以下「極度額」という。）として次の極度額を審査のうえ決定し、別途会員に通知します。
 - ショッピング1回払い利用極度額
 - ショッピング分割払い利用極度額
 - ショッピングリボ払い利用極度額
 - キャッシング利用極度額
2. 当社は割賦販売法、貸金業法、その他の法令等に基づき、会員のカードの利用極度額の引き下げを行うことができるものとします。
3. 当社は、カードの利用状況その他の事情を勘案し、所定の審査のうえ、ショッピングの利用極度額を増額できるものとします。ただし、増額について、本会員から希望しない旨の申し出があった場合は増額しないものとします。
4. 本会員は、カード発行後において、本会員が自らの極度額について変更を希望する場合は、当社所定の申請書により変更の申請を行うことができるものとします。なお、当社は当該申請書に基づき、当該会員のカード利用状況その他の事情を勘案し、極度額を審査・決定の上、本会員宛に書面により通知するものとします。
5. 会員は、当社が認めた場合を除き、極度額を超えるカード利用はできないものとします。また、当社の承認を得ずに極度額を超えてカードを利用した場合は、当社の判断により極度額を超えた金額を一括してお支払いいただく場合があります。
6. カードのショッピングにおける利用極度額は、1回払い・分割・リボルビング・ボーナス払い分のすべてを含みます。
7. 本会員が当社から複数枚のカードの貸与を受けた場合、それら複数枚のカード全体における極度額は、各カードに定められた極度額のうち最も高い金額（以下「総合与信枠」という。）とし、それら複数枚のカードにおける極度額の合計金額にはなりません。なお、総合与信枠の金額に関わらず、各カードにおける極度額は、当該カードについては個別に定められた金額となります。

第7条（カードの利用可能金額）

1. 会員のカード利用可能金額は、支払い停止の場合を除いて、会員が利用しようとするカードの機能別極度額から当該機能別極度額に係る利用残高を差し引いた金額とします。ただし、本会員が既に入金した場合でも、事務上の都合等により利用可能金額の復元が遅れる場合があります。なお、本条第1項から第3項の定めは、本規約におけるショッピング利用及びキャッシングサービス利用のすべてに適用されます。
2. 本条第1項の利用残高とは、会員のカード利用に基づく当社に支払うべき金額（約定支払日が到来しているか否かは問わない。またキャッシングサービスにおける1回払い利息、キャッシングサービスのリボ払い利息、ショッピング利用におけるリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料及び遅延損害金は除く。）で、本会員がまだ当社に対して支払いを済ませていない金額をいいます。
3. 本条第1項及び第2項にかかわらず、本会員が当社から複数枚のカードの貸与を受け、前条第7項の適

用を受ける場合、本条第1項の利用残高は、当社が貸与し本会員が保有するすべてのカードの利用残高を合計した金額となります。

第8条（カード契約形態・カードの機能）

1. 会員は、本条第3項に定めるカードの契約形態に基づき本規約に定める方法及び条件の基でカードを使用することにより、本規約第2章ショッピングの利用及び第3章キャッシングサービスの利用条項に定めるカード機能を利用することができます。
2. 当社は、会員がカード申し込みに際して指定したカードのショッピング利用にともなう支払法を基に本条第3項～の契約形態によりカードを発行します。
3. 本規約第32条に定める加盟店において、本項～に定めるカードの契約形態に応じて本規約第33条に定める支払い方法によりショッピングの利用ができます。

回数指定分割払いカード

1回払い・2回払い・ボーナス一括払い・回数指定分割払い（3回～36回払い）のお支払い方法が指定できます。

一部加盟店では取り扱えない支払回数があります。また、提携クレジット会社の加盟店で利用の場合は24回払いまでとなります。

会員が支払方法の指定をしなかった場合は1回払いの取扱いとなります。

一般ショッピングリボ払いカード（以下「一般SPリボカード」という。）

1回払い・2回払い・ボーナス一括払い・リボルビング払いのお支払い方法が指定できます。

一般SPリボカードで1回払い、2回払い、ボーナス一括払い以外の支払方法を指定された場合は、すべてリボルビング払いの取扱いとなります。

国外のJCB加盟店及びVisa加盟店での利用は原則としてリボルビング払いとします。

ただし、予め当社所定の方法で申し出をされ、当社が認めた場合に限り、1回払いに変更できるものとします。

海外売上で現地通貨が円の場合、日本国内加盟店の利用とし、1回払いとなります。

ショッピング全リボ払いカード（以下「全リボカード」という。）

国内・外の加盟店ならびにJCB、Visaの加盟店等に関わらず全てのショッピングの利用が、リボルビング払いの取扱いとなります。

4. 全リボカード及び一般SPリボカード共通事項

一部の加盟店では、リボルビング払いによるカード利用ができない場合があります。

一部の加盟店でリボルビング払いの手数料の料率が異なる場合があります。

の場合、分割回数3回以上の支払回数をご指定ください。ご請求時に自動的にリボルビング払いに変更してご請求いたします。

5. キャッシングサービスの利用におけるお支払い方法は、カードの契約形態に関わらず一括払いもしくはリボルビング払いの取り扱いとなります。

6. 本規約第3章に定めるキャッシングサービスの利用は本会員が希望し、かつ当社が貸金業法、日本貸金業協会の定める自主規制規則に則り、当社所定の審査により当社が認めた会員のみが利用できます。

第9条（審査）

本会員は、当社が加盟する個人信用情報機関に登録された本会員の情報及び本会員と当社との取引等の内容を利用し、当社所定の方法でカード更新時及び随時、本会員の信用調査を行い、カードの極度額の引下げ

又はカードの機能の停止を行うことを承諾するものとします。

第 10 条（カード付帯サービス）

1. 会員は、当社又は提携クレジット会社及び提携クレジット会社が提携する第三者（以下「サービス提供会社」という。）が提供するカード付帯サービス及び特典（以下「付帯サービス」という。）を当社又は提携クレジット会社もしくはサービス提供会社所定の方法により利用することができます。
2. 会員が利用できる付帯サービス及びその内容については、当社が書面その他の方法により通知又は公表します。
3. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとします。また、付帯サービスが利用できない場合があることを予め承認するものとします。
4. 会員は、本規約第 23 条又は付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、又は当社が会員のカード利用が適当でないと合理的に判断したときは、付帯サービスを利用できない場合があります。
5. 会員は、当社、又は提携クレジット会社もしくはサービス提供会社が必要と認めた場合には、会員への予告又は通知なしに付帯サービスの内容を変更もしくは中止するがあることを予め承認するものとします。

第 11 条（暗証番号の登録）

1. 会員は、当社所定の方法によりカードの暗証番号（4桁の数字）を登録するものとします。なお、会員は電話番号・生年月日等、第三者に容易に推測される番号以外の数字を選択し登録するものとします。
2. 会員は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員が利用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし登録された暗証番号の管理について、会員に故意又は過失が存在しない場合には、この限りではありません。
3. 会員は、当社所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。

第 12 条（商品の所有権留保に伴う特約）

本会員は、会員がカード利用により購入した商品の所有権が、当社が販売店等に立替払をしたことにより販売店等から当社に移転し、立替払契約に基づく債務が完済されるまで当社に留保されること、またリボルビング払いにより購入した商品の所有権が、当該商品に係る債務が完済されるまで当社に留保されることを認めるとともに、次の事項を遵守するものとします。

善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしないこと。

商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨を当社に連絡するとともに当社が商品を所有していることを主張証明してその排除に努めること。

商品の支払金が完済するまでに生じた、火災・風水害・盗難等、不慮の災害による商品の滅失・毀損・減価等の損害については、会員の負担とし債務の履行を継続すること。

第 13 条（商品の引取り及び評価・充当）

本会員が本規約第 24 条により期限の利益を喪失したときは、当社は留保した所有権に基づき商品を引取ることができるものとします。

本会員は、当社が前項により商品を引取ったときは、本会員と当社が協議の上、また、協議できない場合は当社が決定した相当な価格をもって本規約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意する

ものとし、なお、過不足が生じたときは、本会員及び当社の間で直ちに清算するものとし、

第 14 条（年会費）

1. 本会員は、原則、有効期限月（カード表面に表示された年月の月をいう。）の約定支払日に当社に対し当社所定の年会費（カード盗難保険料を含む）を支払うものとし、なお、当社の責に帰すべき事由によらない退会、又は会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。
2. 本会員に対する当該請求内容が年会費のみの場合は請求書を発行しないものとし、

第 15 条（標準期間及び基準日）

本規約においては、毎月 1 日から末日までを標準期間といい、標準期間の最終日を基準日（以下、「締切日」という。）といいます。

第 16 条（ご利用代金請求明細書等）

1. 当社は、本会員の約定支払額、ショッピングリボ払い・ショッピング回数指定分割払い利用残高及びキャッシング 1 回払い・リボ払い利用残高等を締切日の翌月中旬頃、本会員の届出の自宅住所へ郵送その他当社所定の方法により通知します。
2. 本会員は、ご利用代金請求明細書（以下「請求明細書」という。）の内容について異議がある場合には、到着後 7 日以内に異議の申し出をするものとし、申し出がない場合はその内容を承認したものとみなします。
3. 本規約第 33 条第 4 項に基づく利用内容の変更等がなされた場合、当社は申し出が本会員に対する請求明細書の作成前の場合は、当該請求明細書において当該変更後の明細を送付します。また、申し出があった利用分の変更の申し出が、本会員に対する請求明細書の作成後の場合は、当該申し出により指定された利用分について翌月以降作成する請求明細書において変更して送付します。

第 17 条（お支払い）

1. カード利用代金及び手数料、その他本規約に基づく本会員の当社に対する一切の支払債務（以下、「カード利用代金等」という。）は、本規約第 18 条の規定によりお支払いいただきます。
2. カード利用代金等は毎月末日で締め切り、第 1 回目の支払いは利用月の翌月の約定支払日とします。また、当社及び加盟店・提携クレジット会社・海外利用等について事務処理上の都合により翌々月以降に請求することがあります。
3. 会員が日本国外等の取引でカードを利用した場合の代金については、原則として当社が加盟店等に債権譲渡代金等を支払った時点（会員がカードを利用した日と異なる場合があります。）の提携クレジット会社指定金融機関等の為替相場を基準とした所定の換算方法により円換算した金額を当社に対して支払うものとし、
4. 本会員がキャッシングサービス利用代金を支払った場合で、本会員から領収書発行の請求があった場合、その他当社が指定する場合を除き、当社は領収書の発行はいたしません。

第 18 条（約定支払日と口座振替）

1. 毎月 27 日（金融機関等が休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金、キャッシングサービス利用代金及び本規約に定める費用を予め本会員が届け出た当社所定の金融機関の本会員名義の預金口座等（以下「お支払い口座」という。）から口座振替の方法により支払うものとし、なお、入会申込書等において当社が特に認める場合は別名義の口座を届け出ることのできるものとし、

2. 事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、本会員の当社に対するお支払い口座の届出の遅延、金融機関等の都合により当社が特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座等に振り込む方法によりお支払いいただくこともあります。
3. 約定支払日に口座振替ができなかった場合には、当社が定める日までに当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法でお支払いいただきます。この場合、金融機関等に対する振込に要する費用及び手数料は原則として本会員の負担となります。

第 19 条（弁済金の充当方法）

支払われた分割支払金又は弁済金の本規約に基づく債務への充当方法は、次の から までに掲げるもののほか、割賦販売法第 31 条の 5 の規定に準拠するものとします。

遅延損害金があるときは、それを優先し、次に手数料、これら以外の債務の順で、それぞれに充当します。

本条第 1 項の遅延損害金については、その発生が早いものから順次に充当します。

本条第 2 項の手数料については、その支払うべき時期が早いものから順次に充当します。

遅延損害金及び手数料以外の債務については、その手数料の料率が高いものから順次に充当し、その充当の順位が等しいものについては、その債務の発生した時期が早いものから順次に充当します。

第 20 条（費用の負担）

本会員は、当社に対する分割支払金又は弁済金の支払いを振込みで支払う場合の金融機関等に支払う費用（送金手数料）を負担するものとします。

本会員は、ショッピングにおけるカード利用代金の支払いを遅延したことにより、当社が金融機関に再度口座振替を依頼したときは再振替手数料として振替手続回数 1 回につき 3 1 5 円（うち税 1 5 円）、振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数 1 回につき 4 2 0 円（うち税 2 0 円）を別に支払うものとします。

本会員は、当社が会員に対して本規約第 24 条に基づく書面による催告をしたときは、会員は当該催告に要した費用を負担するものとします。

本会員が当社に支払う費用等について公租公課が課せられる場合、又は公租公課（消費税等を含む）が変更される場合は、会員は、当該公租公課相当額分を負担するものとします。

本会員は、本規約第 22 条に基づきカードの再発行手数料 7 3 5 円（うち税 3 5 円）を負担するものとします。

本会員は、本規約第 23 条に基づきカードを返還する場合、また第 25 条に基づき当社がカードを回収する場合は、その費用を負担するものとします。

本会員は、割賦販売法及び貸金業法の規定により交付された書面の再発行手数料を負担するものとします。

第 21 条（カードの紛失・盗難・偽造カードを使用した場合の責任区分）

1. 本会員は、カード盗難保険（以下「保険」という。）に加入するものとします。
2. カードの紛失、盗難その他の事由により、カード又はカード情報が他人に使用された場合の損害は、本会員の負担となります。
3. 本条第 2 項にかかわらず、会員が紛失盗難の事実を速やかに当社に届け出るとともに所轄の警察署へ届出、かつ当社の請求により所定の紛失盗難届出書を当社に提出した場合、当社が届出を受けた日の前後 60 日間に生じた不正に利用された代金の支払を免除します。
4. 本条第 3 項の定めにかかわらず次のいずれかに該当する場合は、本条 3 項に該当する損害のすべてを本会員の負担とします。

会員が本規約第4条に違反したとき。

会員の家族、同居人等、留守宅人その他、会員の委託を受けて会員の身の回りの世話をする者等、会員の関係者が紛失・盗難に関与し、又は不正使用した場合。

会員の故意又は重大な過失によって紛失・盗難が生じたとき。

紛失・盗難届けの内容が虚偽であるとき。

会員が当社の請求する書類を提出せず、又は提出した書類に不正の表示をした場合、あるいは当社等が行う被害状況の調査に協力しない場合、損害の軽減に必要な努力をしない場合、その他損害保険会社等の指示に従わなかった場合。

カード利用の際、使用された暗証番号と登録された暗証番号が一致している場合。カード利用の際、事前に登録された暗証番号が会員の責任において利用された場合。

カードの署名欄に自己の署名がない状況で損害が発生した場合。

戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難が発生した場合。

本条3項に規定する期間以外の日に生じた損害。

その他、本規約に違反している状況において、紛失・盗難が生じたとき。

5. 会員は本条3項に定める保険の適用を受けるため、カードの紛失・盗難を知った日から30日以内に損害状況等を詳細に記載した損害報告書、所轄警察署の証明書、その他当社及び損害保険会社が求める書類を当社又は損害保険会社に提出するものとします。
6. 偽造カードの使用にかかわるカードの利用代金は、本会員の負担となりません。ただし、偽造カードの作出又は使用について、会員に故意又は重大の過失がある場合、当該偽造カードの使用にかかるカードの利用代金は、本会員の負担とします。

第22条（カードの再発行）

カードの紛失・盗難・破損・汚損等又はカード情報の消失・不正取得・改変等の理由により会員がカードの再発行を希望した場合、当社は会員審査のうえ、原則としてカードを再発行します。なお、本会員は、本規約第20条に基づき再発行手数料を負担するものとします。

第23条（退会及び会員資格の喪失）

1. 会員は、当社所定の方法により退会することができます。この場合、当社の指示に従って直ちにカードを返還するかカードを裁断破棄するものとし、当社に対する残債務の全額を完済したときをもって退会したものとします。なお、本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払の責を負うものとします。
2. 当社が本規約第4条、第5条又は第22条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、当社は会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとします。
3. 本会員が退会する場合、当然に家族会員も退会となります。
4. 会員は、会員番号登録型継続契約（携帯電話利用支払契約、保険契約やインターネット・プロバイダ契約など）の場合は、会員の責任においてその決済方法を速やかに変更するものとします。
5. 当社は、会員が以下のいずれかの事由に該当した場合、は当然に、においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されない場合、においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、会員が資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

会員が入会時に虚偽の申告をした場合。

会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき、その他会員が本規約のいずれかに違反した場合。

会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反に該当する場合。

会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、又は換金目的によるショッピング利用等会員によるカードの利用状況や、支払状況が適当でないと当社が判断した場合。

当社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過した場合。

その他当社が会員として不適当と判断した場合。

6. 家族会員は、本会員が、所定の方法により家族会員による家族カードの利用の中止を当社に申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。
7. 会員は、退会あるいは会員資格の喪失後といえども、カード利用にかかる盗難保険申請手続等、損害発生防止に必要な事項について、当社に協力するものとします。
8. 本条第2項又は第3項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当社は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。
9. 第5項又は第6項に該当し、当社が直接又は加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返還するものとします。
10. 当社は、第5項又は第6項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるとき、又は会員のカード利用が適当でないと合理的な理由に基づき認めるときには、カードの利用を断ることができるものとします。

第24条（期限の利益の喪失）

1. 本会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

支払期日に分割支払金（リボ払いの場合は弁済金。以下同じ）の支払を遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。

自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払を停止したとき。

差押、仮差押、保全差押、仮処分申立て又は滞納処分を受けたとき。

破産手続開始、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。

商品、権利の購入又は提供を受けた役務（以下、併せて「商品等」という。）が会員にとって営業のため若しくは営業として締結するものであるなど割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引については、会員が分割支払金の支払を1回でも遅滞したとき。

商品等の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。

本会員が、キャッシングサービスの約定弁済金の支払いを1回でも遅滞したとき。（ただし、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します。）

2. 本会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

失踪もしくは刑事上の訴追を受ける等、本会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第 23 条第 5 項 から の事由に基づき会員資格を喪失したとき。

第 25 条（カード利用の停止、カードの返還・回収）

1. 当社は、会員がカード利用可能枠を超えた利用をした場合、もしくは利用可能枠以内であってもカードの具体的利用状況、利用代金の支払状況等の事情によっては、予告なくカードの利用を一時的に停止する場合があります。この場合、ショッピング及びキャッシングサービス双方とも停止いたします。
2. 会員が、本条第 1 項に該当する場合、当社は必要に応じて直接又は加盟店・A T M等を通じてカードを回収できるものとし、回収に要した費用は本会員において負担するものとし、また、会員は当社又は加盟店からカードの返還を求められたときは速やかにこれに応じるものとし、
3. 会員が、A T M等でキャッシングサービスを利用しようとする場合、暗証番号を複数回誤入力した場合は、当該A T M等でカードを回収する場合があります。

第 26 条（届出事項の変更・通知等の送付）

1. 会員は、当社に届け出た住所・氏名・勤務先・電話番号・お支払い口座（本規約第 17 条に定めるものをいう。）・暗証番号等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には当社所定の届出書により遅滞なく届け出なければなりません。
2. 前項の変更届がなされていない場合といえども、当社は適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は、当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。
3. 本条第 1 項の届出がないため、当社からの通知又は送付書類その他のものが延着又は到着しなかった場合といえども通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、本条第 1 項の変更の届出を行わなかったことについて、会員にやむを得ない事情がある場合にはこの限りではないものとします。

第 27 条（規約の改定）

本規約は、会員と当社との一切の契約関係に適用されます。会員は当社から本規約の改定内容を通知した後、又は新会員規約を送付した後にカードを利用した場合は、当該改定事項又は新会員規約を承認したものとします。

第 28 条（当社の債権譲渡等の同意）

本会員は、当社が必要と認めた場合、当社が本会員に対して有するクレジットカード利用に係る債権を取引金融機関（その関連会社を含む。）特定目的会社、債権回収会社等に譲渡又は回収委託すること、および担保に入れること、ならびに当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、及びこれらに伴い債権管理に必要な情報を取得・提供することにつき、予め同意するものとします。

第 29 条（外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

会員が日本国外でカード利用する場合、外国為替及び外国貿易管理等に関する諸法令・諸規約に従い、許可証、証明書、その他の書類を必要とする場合には、当社の請求に応じこれを提出していただくことがあります。また、日本国外でのカードの利用制限又は利用停止に応じていただくことがあります。

第 30 条（合意管轄裁判所）

会員は、会員と当社の間で本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、購入地及び当社の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものと

します。

第 31 条（準拠法）

会員と当社の諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第 2 章 ショッピングサービスに関する条項

第 32 条（ショッピングサービスの利用）

1. 会員は、次の に掲げる加盟店にカードを提示し、所定の売上票にカードの署名と同じ自己の署名を行うことにより商品や権利の購入、役務の提供等を受けることができるものとします（以下、「ショッピング利用」という。）。なお、売上票への署名に代えて、加盟店に設置されている端末機や当社が認める所定の手続きを行うことにより、ショッピング利用ができる場合があります。

エース・JCBカードの場合、当社の加盟店及び株式会社ジェーシービー（以下、「JCB」という。）が加盟契約をしたJCBの日本国内及び日本国外の加盟店。

エース・DC - Visaカードの場合、当社の加盟店及び株式会社日専連（以下、「日専連」という。）の加盟店ならびに三菱UFJニコス株式会社（以下、「DC」という。）が加盟契約をしたDCの加盟店及びVisa Worldwide Pte.Limited（以下、「Visa」という。）に加盟した提携先カード会社が加盟契約をしている日本国内外のVisa加盟店。（以下 を総称して「加盟店」という。）

通信販売や当社が特に認めた取引において、会員は当社所定の方法によりカードの提示、売上票への署名等を省略して利用できる場合があります。

通信料金等、継続的役務など、登録型加盟店については、会員が会員番号等を事前に当社及び加盟店に登録する方法により当該役務の提供を継続的に受けることができます。但し、極度額を超える場合やカード情報等の登録内容に相当でないと判断した場合は、当該ご利用をお断りする場合があります。ご利用をお断りした場合、会員より登録型加盟店に対し、再度カード払いによる契約申し込みが必要となる場合があります。

会員のショッピングの利用に際して、利用金額、購入商品、権利、提供を受ける役務によっては、当社及び提携クレジット会社の承認が必要となります。この場合、加盟店が当社及び提携クレジット会社に照会を行い、承認できない場合はカード利用をお断りする場合があります。また、その際、会員本人のご利用であることを確認させていただく場合があります。

当社は、会員のショッピング利用が相当でないと判断した場合、もしくは約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、第三者による不正使用を回避するためにショッピング利用をお断りする場合があります。また、貴金属・金券類・電子機器等・当社が判断する一部の商品については、ショッピング利用を制限もしくはお断りさせていただく場合があります。

2. 会員は、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードショッピング枠を利用することを禁止する。

第 33 条（カード契約形態に基づくショッピング利用代金の支払い方法）

1. ショッピング利用代金の支払方法については、会員が当社の加盟店で1回払い・2回払い・リボルビング払い・ボーナス一括払い・回数指定分割払いのうちから、会員がカードの契約形態に基づきカード利用の際に指定した方法によるものとします。ただし、1回払い以外の支払方法については、一部の加盟店で指定できない場合があります。
2. 会員が当社の発行したカードを利用した場合の分割払手数料率又はリボルビング払手数料率及びその計

算方法については、利用先加盟店にかかわらず当社とのカード契約形態に基づき本規約第 34 条各項に規定する方法によるものとします。

3. 会員がカードの契約形態に基づきボーナス一括払いを利用する場合、ボーナス一括払いの取扱期間ならびに支払指定月は下記表の通りとします。なお、加盟店によりボーナス一括払いの取扱期間が異なる場合があります。また、JCB、DC、Visaの国内・国外加盟店での利用については、支払指定月が夏季7月、冬季12月となります。

【ボーナス一括取扱期間及び支払指定月】

対象ボーナス	取扱期間	支払指定月
夏季	12月1日～6月末日	同年7月又は8月
冬季	7月1日～11月末日	同年12月又は翌年1月

4. 会員はショッピング利用代金の支払回数等の変更を希望する場合は、当該利用日より当該約定支払日の前日までに、当社に申し出るものとします。また、その場合、当社の定める支払区分で、本規約第 34 条に定める手数料が加算されるものとします。なお、購入する商品や権利・役務の内容によっては支払回数の変更ができない場合があります。

第 34 条（支払方法・支払回数・支払期間・実質年率・算定方法）

ショッピングの利用におけるお支払い方法等はカードの契約形態に基づき次の通り取り扱います。

1. 【回数指定分割払い等の場合（回数指定分割払いカード・一般SPリボカードに対応）】

月々の分割支払金は支払総額を支払回数で除した金額となります。ただし、月々の分割支払金は 100 円単位とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。

〔分割支払回数、支払期間、手数料等〕

a 支払回数(回)	1	2	3	4	5	6	10	12	15
b 支払期間(ヵ月)	1	2	3	4	5	6	10	12	15
c 手数料の料率(%)	0	0	12.19	12.99	13.50	13.75	14.50	14.75	15.00
d 現金販売価格100円当りの手数料の額(円)	0	0	2.04	2.72	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20

a 支払回数(回)	18	20	24	30	36	ボーナス一括
b 支払期間(ヵ月)	18	20	24	30	36	2～7
c 手数料の料率(%)	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	0
d 現金販売価格100円当りの手数料の額(円)	12.24	13.60	16.32	20.40	24.48	0

支払総額の具体的算定例

[現金販売価格 100,000 円、支払期間 12 ヶ月の場合]

(上表の d による)

支払総額 = 100,000 円 + 100,000 円 × 8.16 円 / 100 円 = 108,160 円

ボーナス併用払いのボーナス支払月は分割回数内の7月・8月・12月・1月のいずれかとし、最初に到来したボーナス支払月からお支払いいただきます。また、ボーナス加算総額は、1回あたりのカード利用代金の50%以内とし、ボーナス回数で均等分割し月々の支払金に加算してお支払いいただきます。なお、ボーナス併用払いの実質年率は本条と異なる場合があります。

2. 【リボルビング払いの場合】

リボルビング払いをご指定の場合、当社所定の下記（残高スライド定額払い及び弁済額指定払い）方式のうち、会員がカード発行契約に際し選択した支払コースに基づき、本項～により取り扱います。

会員の申し出により当社が認めた場合に限り、会員が指定したコースの変更及び弁済金の増額を行うことができます。

ボーナス増額払いは年2回を限度とし支払月、加算金額（1万円単位）は、予め会員が当社に届け出るものとします。また、任意増額払いは、所定の締日までに当社に届け出るものとします。

弁済の時期

カード利用代金を標準期間の締切日に締切り、約定支払日に次項の方法により算定した額を支払うものとします。

弁済金の額の算定方法（残高スライド定額with in方式）

締切日の利用残高に応じて下表に定める弁済金を支払うものとし、当該弁済金には利用残高に対する実質年率15.00%（月利1.25%）の手数料を含むものとします。なお、初回分の手数料は、利用の翌日から約定返済日までの日数にかかわらず1ヶ月分とします。また、ご利用残高が約定弁済金に満たない場合は、その残高全額をお支払いいただき、翌月以降のご利用残高が1,000円未満の場合は、当月の弁済金に合算してお支払いいただきます。

残高スライド定額with in方式払い

ご利用のあった時の 締切日残高	月々の弁済金の額	
	Aコース	Bコース
100,000円以下	5,000円	10,000円
100,001円～200,000円	10,000円	20,000円
200,001円～300,000円	15,000円	30,000円
300,001円～400,000円	20,000円	40,000円
400,001円～ 200,000円増すごとに	10,000円単位で加算	20,000円単位で加算

手数料の料率

実質年率 15.00%（月利1.25%）

弁済金の額の具体的算定例（残高スライド定額with in方式）

利用残高 100,000円 弁済金 5,000円（第2項の表Aコースによる） 手数料充当分 $100,000円 \times 15.00\% / 12ヶ月 = 1,250円$ 元本充当分 $5,000円 - 1,250円 = 3,750円$

利用残高 100,000円 弁済金 10,000円（第2項の表Bコースによる） 手数料充当分 $100,000円 \times 15.00\% / 12ヶ月 = 1,250円$ 元本充当分 $10,000円 - 1,250円 = 8,750円$

3. 当社は金融情勢の変化等により、本規約及びその他の諸契約に基づくカード利用に関わる手数料の料率を変更することがあります。また、第27条の規定にかかわらず、当社から料率変更の旨を通知した後は、通知日以降の利用分から変更後の料率が適用され、通知日以前のご利用分の残高に対しては、変更前の料率が継続して適用されることに異議ないものとします。

第35条（保険及び電話サービス等に係る代金等の支払い）

1. 会員が、保険会社との契約で保険料の継続的な支払いにカードを利用する場合、当社が会員のために保

険会社に対して支払うことを了承し、会員は前条により当社に支払うものとします。

2. 会員が、カードでの継続的な支払いを中止する場合は、その旨を保険会社の定めた方法で保険会社に申し出、承諾を得るものとします。
3. 会員が、前項の保険会社からの承諾を得ずに、当社が保険会社に支払を行ったときには、当社は本会員にその利用代金を請求し、本会員は当該代金を当社に支払うものとします。
4. カードが解約又は利用停止となった場合は、当社は保険会社に対する保険料の支払を中止できるものとします。この場合に保険契約が解約となっても当社は責任を負わないものとします。なお、会員が保険会社との契約の継続を希望する場合は、直接保険会社との間で手続きをするものとします。
5. 会員は、各保険契約加入申込の条件、本規約等の諸条件を守るものとします。
6. 会員が、プロバイダーやインターネットサイト提供者、携帯電話会社等のサービス提供事業者とのサービス提供契約の利用代金を、カードで継続的に支払う場合には、本条1項から前項までを適用するものとします。

第36条（ショッピングの遅延損害金）

1. 分割払いの場合

本会員が、分割支払い金の支払いを遅延したとき（ の場合を除く。）は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、以下の年率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

分割支払金の支払いが翌月1回払以外の取引については、当該分割支払金に対し、年14.60%を乗じた額と分割支払金合計の残金全額に対し商事法定利率を乗じた額のいずれか低い額。ただし、第24条1. の取引に該当する場合を除く。

分割支払金の支払が翌月1回払の取引及び第24条1. の取引（ただし、売買契約等の目的、内容が会員にとって営業のためのものである場合を除く。）については、当該分割支払金に対し、年14.60%を乗じた額。

売買契約等の目的・内容が会員にとって営業のためのものである場合の取引については、年14.60%を乗じた額。

会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益を喪失した日から完済の日に至るまで、分割支払金合計の残額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

の取引については、分割支払金合計の残額全額に対し、商事法定利率を乗じた額。

の取引については、分割支払金合計の残額全額に対し、年14.60%を乗じた額。

の取引については、分割支払金合計の残額全額に対し、年14.60%を乗じた額。

2. リボルビング払いの場合

本会員が、弁済金の支払を遅延したときは、当該弁済金に対し支払期日の翌日から支払日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは、本規約に基づく債務の残額に対し期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで年14.60%の遅延損害金を支払うものとします。

前項にかかわらず、売買契約等の目的・内容が会員にとって営業のためのものである場合の取引については、年14.60%の遅延損害金を支払うものとします。

第37条（見本・カタログ等と提供内容の相違による売買契約の解除等）

会員は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引き渡された商品・権利、又は提供された役務が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品・権利の交換又は役務の再提供を申し出るか、又は売買契約・役務提供契約を解除することができるものとします。

第 38 条（支払停止の抗弁権）

1. 会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当社に対する支払を停止することができるものとします。
 - 商品の引き渡し、権利の移転又は役務の提供（権利の行使による役務の提供を含む。以下同じ）がなされないこと。
 - 商品等に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること。
 - その他商品の販売又は役務の提供について、販売店等に対して生じている事由があること。
2. 当社は、会員が本条第 1 項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。
3. 会員は、本条第 2 項の申し出をするときは、予め上記の事由の解消のため、販売店と交渉を行うよう努めるものとします。
4. 会員は本条第 2 項の申し出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面（資料がある場合には資料添付のこと）を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が上記の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
5. 本条第 1 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。
 - カードの利用が割賦販売法の適用を受けないとき。
 - カードの利用が割賦販売法の適用を受ける場合であっても、売買契約等が割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当するとき。
 - 1 回のカード利用に係わる支払総額が 4 万円（リボルビング払いの場合は現金価格が 3 万 8 千円）に満たないとき。
 - 本会員による支払の停止が信義に反すると認められるとき。
 - 本条第 1 項 ~ の事由が会員の責に帰すべきとき。

第 39 条（早期完済の割引）

会員が、当初の契約通りに分割支払金の支払を履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは、本会員は 78 分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合（100%）による金額の払い戻しを当社に請求できるものとします。

第 3 章 キャッシングサービスの利用に関する条項

第 40 条（キャッシングサービスの利用）

1. 会員は、当社が予め定めた極度額の範囲内で、次のいずれかの方法により当社から金銭の借入（以下、「キャッシングサービス」という。）をすることができます。
 - 当社の提携する金融機関の A T M ・ C D で、暗証番号を入力する等、所定の操作を行った場合。
 - その他、当社所定の方法により申込手続を行った場合。
2. キャッシングサービスは、当社が認めた会員のみがサービスを受けることができます。
3. キャッシングサービスによる融資金は 1 万円単位とします。

第 41 条（C D ・ A T M での利用）

会員は、前条第 1 項 により当社又は当社と提携する金融機関の C D ・ A T M で以下の取引を行う場合、

会員は当社に対し、利用の都度、利用金額に応じて次に定める金融機関利用料を支払うものとします。
 なお、C D・A T Mの機種や設置地域、店舗等により利用できない取引があり、また、C D・A T Mの営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。

1万円以下の額・・・105円(うち税5円)

1万円を超える額・・・210円(うち税10円)

第42条(収入証明書の提示)

会員は、当社から源泉徴収表等の収入、又は収益その他資力を明らかにする書面(以下、「収入証明書」という。)の提供を求められることに関して、以下の内容に同意します。

会員は、収入証明書の提出を求められたときは、これに協力すること。

提出された収入証明書の内容を当社が確認すること及び返済能力の調査に使用すること。

提出された収入証明書は会員に返却できないこと。

収入証明書の提出にご協力いただけないとき、あるいは収入証明書の提出をいただいた場合でも当該書面の内容及び返済能力の調査結果によっては、キャッシングサービスの極度額を減額する場合があること。

第43条(キャッシングサービスの返済方法)

1.キャッシングサービスの融資金は毎月末日を締切日とし、本条第2項 又は に規定する方法により、ご利用日の翌月から約定支払日にキャッシングサービスのお支払金を当社にお支払いいただきます。

2.支払方法・支払回数・支払期間・実質年率

回数指定分割払い

回数指定の支払方法は翌月1回払いのみとします。なお、キャッシング利用による融資利息は実質年率18.00%(1年を366日とする日割計算。以下同じ。)とし、下記により計算します。

$$\text{利息} = \text{融資残元金} \times 18.00\% \div 366 \text{日} \times \text{利用日(又は前回約定支払日)の翌日から約定返済日までの日数}$$

リボルビング払い(残高スライド元利定額リボルビング払い方式)

会員は締切日のご利用残高に応じて、下記表の当社所定の支払額を支払うものとし、当該支払額に利用残高に対する実質年率18.00%(月利1.50%)以内で別途当社が決定し通知する利率の利息が含まれるものとします(利息with in方式)。ただし、利用残高に利息を加えた額が支払額未満となる場合は、当該金額を支払うものとします。なお、ご利用後第1回の支払金には、ご利用日の翌日から初回支払日までの日数の利息が含まれるものとします。

$$\text{利息} = \text{融資残元金} \times 18.00\% \div 366 \text{日} \times \text{利用日(又は前回約定支払日)の翌日から約定返済日までの日数}$$

ご利用残高	支払額
100,000円以下	8,000円
100,001円～200,000円	10,000円
200,001円～300,000円	15,000円
300,001円～500,000円	20,000円

ボーナス増額払いは年2回を限度とし支払月、加算金額(1万円単位)は、予め会員が当社に届け出るものとします。また、任意増額払いは、所定の締日までに当社に届け出るものとします。

当社は金融情勢等の変化により、本規約及びその他の諸規約に基づくキャッシングサービスの利用に関

わる利率を変更することがあります。また本規約第 27 条の規定にかかわらず、当社から利率変更を通知した後は、通知日以降のご利用分から変更後の利率が適用され、通知日以前のご利用分に対しては、変更前の利率が継続して適用されることに異議がないものとします。

貸付の利率が利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わないものとします。

第 44 条（キャッシングサービスの遅延損害金）

会員が、キャッシングサービス利用による返済金の支払を延滞したときは、遅延した金額に対して、約定支払日の翌日から支払いに至る日まで、また期限の利益を喪失した場合は、未払債務（元本）に対して期限の利益を喪失の日から完済に至る日まで年 20.00%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 45 条（早期完済の場合の特約）

1. キャッシングサービス利用代金の早期返済（会員が約定支払期間の途中でキャッシングサービスの支払金の一部又は全額を約定支払日の到来前に支払うことをいう。）を希望する場合は、本会員は当社に対して事前に連絡の上、当社の承認を得て行うものとし、以下のいずれかの方法で支払うものとします。

当社指定の窓口で支払う。

当社指定の口座へ振込にて支払う。

その他、当社が承認した場合は当社所定の方法で支払う。

2. 会員は事前の連絡の際に、早期返済をする範囲、返済方法及び支払日を指定するものとし、当社は、当該指定に従い当該支払日までの利息額等その日時点において支払うべき金額をお知らせします。

3. 当社に対する支払いが次のいずれかに該当する場合は、会員への通知なくして、当社所定の順序及び方法により当社に対するいずれの債務（本規約以外の契約に基づく債務を含む。）に充当、又は口座振込等により返金をして、本会員は異議がないものとします。

当社に対する事前の連絡がなく振込にて支払われたとき。

当社に対する事前の連絡があり振込まれた場合であっても、連絡の際に指定した支払日・返済方法・金額等が異なる支払が行われたとき。

第 46 条（キャッシングサービスの利用停止措置）

会員が次のいずれかに該当したときは、当社は会員に通知することなくキャッシングサービスの利用を停止する場合があります。

貸金業法又は日本貸金業協会自主規制規則に基づく収入証明書の徴求依頼に協力いただけない場合。

その他、当社が会員として不相当と判断した場合。

第 47 条（勧誘拒否と勧誘拒否会員に対する勧誘再開）

1. 会員は、個人情報の取り扱いに関する同意条項第 2 条にかかわらず、勧誘中止の申し出ができるものとします。

2. 前項の申し出があった場合、会員の希望する期間（希望する期間が確認できない場合は、少なくとも 6 ヶ月間。）キャッシングサービス商品について宣伝物・印刷物等の営業案内の送付等の利用を停止するものとします。

第 48 条（マンスリーステートメントの承諾）

会員はキャッシングサービスを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項の書面の交付に代えて、当社が毎月 1 日から末日までの貸付及び弁済その他の取引状況を記載した書面（キャッシングサ

ービスご利用明細書)を当社所定の方法により交付すること、また、貸付の際に記載事項を簡素化した書面(ジャーナル)を交付することについて、予め同意するものとします。

第49条(帳簿の閲覧)

会員は、当社に対し帳簿の閲覧又は謄写を請求できるものとします。但し、当社は当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかである場合には、当該請求を拒むことができるものとします。なお、会員はすべての帳簿について直ちに閲覧・謄写できない場合があることを予め承諾するものとします。

【盗難保険のあらまし】

入会と同時にカード盗難保険に加入していただきます。

クレジットカードを万一盗まれた時、又は紛失した場合には、速やかにその旨お届けください。

お届けいただいた日の前日より60日以前及び届出日の翌日から60日以降の計121日間に他人に不正使用された損害金をお支払いいたします。保険金額は、カード一枚につき100万円ですが、損害が100万円を超えた場合でも、また届出後61日以降の損害でも当社が負担しますので安心です。

カード盗難保険の保険料の徴収方法は、原則としてカードがお手元に届いた翌月27日に年会費に含めて、ご指定の口座より口座振替にてお支払いいただきます。また、翌年より毎年自動継続になります。また、この保険は団体保険になっていますので、個別の保険証書は発行いたしません。

【お問合せ・相談窓口】・【お客様苦情・相談窓口】

1. 商品等についてのお問合せ・ご相談は、カードをご利用された加盟店にご連絡下さい。
2. お支払い、本規約についてのお問合せ・ご相談、宣伝物・印刷物の送付等営業案内の中止のお申し出、支払停止の抗弁に関する書面、その他のご意見の申し出につきましては、下記の【お問合せ・相談窓口】にご連絡下さい。
3. 当社および加盟店に関する苦情等につきましては、下記の【お客様苦情・相談窓口】にご連絡下さい。

【お問合せ・相談窓口】・【お客様苦情・相談窓口】

株式会社エースカード 事務管理部

〒753-0047 山口県山口市道場門前2丁目8番21号

TEL 083-922-2125

貸金業者登録番号 山口県知事(1)第01514号

日本貸金業協会会員 第000418号

平成22年6月18日改定

個人情報の取扱に関する重要事項
【個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項】

第1条（個人情報の収集・保有・利用）

(1)契約者及び連帯保証人（申込者及び連帯保証人予定者を含む。以下、「契約者等」という。）は本契約（本申込を含む。以下同じ。）を株式会社エースカード（以下、「当社」という。）との取引の判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下、「個人情報」という。）を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

所定の申込書等に契約者等が申込時に記載した、又はその後当社に提出した書面等に記載した契約者等の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先の商号又は名称、家族構成、住居状況等、契約者等の属性に関する情報（これらの情報に変更があった場合、変更後の情報を含む。以下同じ）。本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、振替口座、利用可能枠等、本契約の内容に関する情報。

本契約に関する支払開始後の利用残高、利用明細、月々の返済状況。

本契約に関する契約者等の返済又は支払能力を調査するため、又は支払途上における返済又は支払能力を調査するため、契約者等が申告した資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況。

犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯罪収益移転防止法」という。）で定める本人確認書類等の記載事項又は契約者等が当社に提出した収入証明書類の記載事項。

当社が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。

電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。

(2)契約者等は、当社が各取引に関する与信、管理その他の業務の一部又は全部を、下記に掲げる当社の業務提携会社及び業務委託会社へ委託する場合に、により収集した個人情報について保護措置を講じた上で当該提携・委託会社に提供し、当該提携・委託会社が受託の目的に限って利用することに同意します。

【個人情報を当社と共同して利用する当社の業務提携会社】

クレジット関連事業における与信後のコンピュータ事務処理業務

シティックスカード株式会社

〒810 - 0002 福岡県福岡市中央区西中洲 8 番 3 号

TEL 092 - 761 - 1666 <http://www.citixcard.co.jp/>

クレジット関連事業における利用代金請求書発行業務

株式会社山口情報処理サービスセンター

〒751 - 0875 山口県下関市秋根本町 2 丁目 10 番 15 号

TEL 083 - 257 - 5800 <http://www.yamajyo.co.jp/>

株式会社コーユービジネス

〒812 - 0011 福岡県福岡市博多区博多駅前 3 丁目 22 番 6 号

TEL 092 - 411 - 3681 <http://www.koyu.co.jp/>

当社のクレジット関連事業とは、クレジット事業、キャッシングサービス事業等をいいます（以下、クレジット関連事業という。）

第2条（個人情報の利用）

契約者等は当社が下記の目的のために第1条 の個人情報を利用することに同意します。

当社のクレジット関連事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内のために利用する場合。

当社のクレジット関連事業における市場調査及び新商品、サービス、関連するアフターサービスに関する情報のお知らせのために利用する場合。

当社の加盟店から依頼を受けた商品の宣伝物・印刷物の送付等、加盟店の営業案内のために利用する場合。

当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ（<http://www.y-acecard.com>）に常時掲載しています。

第3条（個人信用情報機関への登録・利用）

(1) 契約者等は、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、契約者等および当該契約者の配偶者の個人情報（同機関の加盟会員によって登録される情報、登録された情報に関し、本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認書類の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報、官報情報、電話帳記載の情報等、同機関が独自に収集・登録する情報を含む。）が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、当社との与信取引にかかる支払能力・返済能力の調査及び与信判断ならびに与信後の管理（転居先の調査等を含む。）に利用されることに同意します。なお、割賦販売法及び貸金業法の法令等に基づき、契約者等の支払能力・返済能力に関する情報については、契約者等の支払能力・返済能力の調査に限って利用します。

(2) 契約者等及び当該契約者の配偶者に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、割賦販売法及び貸金業法の法令等に基づき、契約者等および当該契約者の配偶者の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

【登録情報及び期間】

項 目	会社名	株式会社シー・アイ・シー (C I C)
本契約に係る申込をした事実		当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る客観的な取引事実		契約期間中及び契約終了後5年以内
債務の支払を延滞等した事実		契約期間中及び契約終了日から5年間

株式会社シー・アイ・シーと提携する個人信用情報機関の加盟会員により利用される個人情報は上記項目のうち「債務の支払を延滞した事実」となります。

(3) 契約者等は、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関の加盟会員が、当社が加盟する個人信用情報機関に登録されている個人情報について、正確性及び最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等、当社が加盟する個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、個人情報を相互に提供し、利用することに同意します。

(4) 当社が加盟する個人信用情報機関の名称・所在地・お問合わせ電話番号は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

【当社が加盟する信用情報機関の名称・住所・電話番号】

名 称	所 在 地	お問い合わせ先
株式会社シー・アイ・シー (C I C)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階	フリーダイヤル 0120 - 810 - 414 ホームページアドレス http://www.cic.co.jp/

株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

(5)当社が加盟する個人信用情報機関(株式会社シー・アイ・シー)と提携する個人信用情報機関は下記の通りです。

全国銀行個人信用情報センター

〒100 - 8216 東京都千代田区丸の内 1 - 3 - 1

TEL 03 - 3214 - 5020 <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

株式会社 日本信用情報機構

〒101 - 0046 東京都千代田区神田多町 2 - 1 神田進興ビル

TEL 0120 - 441 - 481 <http://www.jicc.co.jp/>

株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

(6)上記 に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は、以下の通りです。氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先の商号又は名称、勤務先電話番号、運転免許証の番号(交付を受けている場合)、本人確認書類の記号番号(本人確認書類の提示を受ける方法により本人確認を行った場合)等本人を特定するための情報及び契約者に配偶者がある場合の当該の婚姻関係に関する情報、契約の種類、契約年月日、契約額、貸付けの金額、商品名、及びその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報等、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報等となります。

第4条(個人情報の公的機関等への提供)

契約者等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合及びそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

(1)契約者等は、当社及び第3条で記載する個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

当社に開示を求める場合には、下記に記載の【お問合せ・相談窓口】にご連絡下さい。開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要書類、手数料等)の詳細についてお答えいたします。

個人信用情報機関に開示を求める場合には第3条記載の個人信用情報機関に連絡してください。

(2)万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には当社は速やかに訂正又は削除に応じるものとしします。

第6条(本同意条項に不同意の場合)

当社は、契約者等が本契約の必要な記載事項(契約書表面で契約者等が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。

但し、本同意条項第 2 条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第 7 条（利用・提供中止の申出）

本同意条項第 2 条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。但し、請求書等の業務上必要な書類上に記載する営業案内及び同封物についてはこの限りではありません。

第 10 条（お問合せ・相談窓口）

本規約第 1 条(2)に関する管理責任者は当社となります。なお、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報保護統括責任者を設置しております。また、役職員の大半が「個人情報取扱主任者」の資格を有しています。本規約第 1 条(2)並びに本規約第 5 条(1) の個人情報の開示・訂正・削除等、契約者等の個人情報に関するお問合せは下記の【お問合せ・相談窓口】までご連絡ください。

第 9 条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第 1 条及び第 3 条 に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第 10 条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

【お問合せ・相談窓口】

株式会社エースカード 事務管理部

〒753 - 0047 山口県山口市道場門前 2 丁目 8 番 21 号

TEL 083 - 922 - 2125

認定個人情報保護団体について

当社は、個人情報の保護に関する法律に基づく認定個人情報保護団体である社団法人日本クレジット協会の会員となっております。

社団法人日本クレジット協会

相談受付電話：03 - 5645 - 3360

平成 22 年 6 月 18 日改定